

国立大学法人東京外国語大学予算管理細則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規 則 1 1 3 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日規則第 32 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号
平成 27 年 3 月 24 日規則第 43 号 平成 31 年 3 月 25 日規則第 74 号
令和 5 年 1 月 24 日規則第 14 号 令和 5 年 4 月 1 日規則第 90 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 予算の編成（第 5 条―第 9 条）
- 第 3 章 予算単位間の流用（第 10 条）
- 第 4 章 予算の繰越（第 11 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京外国語大会計規程（以下「会計規程」という。）第 9 条から第 14 条の規定に基づき、予算単位、予算の編成、執行等に係る手続きについて定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（適用範囲及び他の規則との関係）

第 2 条 予算の手續については、関係法令、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）会計に関する諸規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この細則において「予算」とは、国立大学法人法第 31 条に定める中期計画に基づき、会計年度における本学の業務活動に関する計画を計数化したものをいう。

（予算単位及び予算責任者）

第 4 条 予算単位及び予算責任者は、別表 1 に定めるとおりとする。

第 2 章 予算の編成

（予算編成方針）

第 5 条 学長は、予算編成のための基本的な考え方を示した予算編成方針案を策定しなければならない。

2 学長は、方針案を総合戦略会議及び経営協議会の審議の後、役員会の議を経て方針を決定しなければならない。

3 学長は、予算編成方針を予算責任者に通知しなければならない。

（予算の決定）

第 6 条 学長は、会計規程第 11 条第 2 項によりとりまとめた予算単位の予算案について検討整理し、中期目標・中期計画に関する評価等も踏まえて、本学の予算案を作成しなければならない。

2 学長は、前項で作成した本学の予算案を会計規程第11条第3項により予算を決定しなければならない。

(予算の配分及び通知)

第7条 学長は、予算を決定したときは、予算責任者にこれを配分し、通知しなければならない。

2 予算責任者は、予算単位内に配分する場合は、配分を受ける者に通知しなければならない。

(予算の補正)

第8条 学長は、本学の経営状況を勘案し、必要があるときは、配分した予算の金額を補正することができる。

2 学長は、予算の補正をするときは、第6条の手續に準じて補正予算を決定しなければならない。

3 学長は、緊急を要するため重要な変更を生じさせない場合は、あらかじめ補正予算を決定し、前項による手續により追認を受けなければならない。

(予備費)

第9条 学長は、予測し難い支出予算の不足に充てるため、予備費を計上することができる。

2 予備費の配分は、前条の規定を準用する。

第3章 予算単位間の流用

(予算単位間の予算の流用)

第10条 予算責任者は、予算単位間の予算の流用を学長に申請することができる。

2 会計事務統括責任者は、学長に提出された前項の予算単位間予算流用申請をとりまとめなければならない。

3 学長は、前項でとりまとめた申請を第6条の手續に準じて決定し、第11条に準じて通知する。

第4章 予算の繰越

(予算の繰越)

第11条 学長は、法令又は国立大学法人法施行規則第13条第3項による国立大学法人会計基準等に基づく場合のみ支出予算を繰越することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 予算単位及び予算責任者

予 算 単 位	予 算 責 任 者
大学院総合国際学研究院	大学院総合国際学研究院長
大学院国際日本学研究院	大学院国際日本学研究院長
アジア・アフリカ言語文化研究所	アジア・アフリカ言語文化研究所長
教育共通	教育アドミニストレーション・オフィス長
研究共通	研究アドミニストレーション・オフィス長
情報共通	情報マネジメント・オフィス長
事務局	事務局長